

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医務・看護担当
内線番号	4746

No.	項目	内容
①	処分名	京都府看護師等修学資金に係る処分
②	法令名	京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例
③	法令番号	昭和39年3月京都府条例第46号
④	根拠条項	第4条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第4条 知事は、次に掲げる場合は、修学資金の全部の返還を免除するものとする。</p> <p>(1) 養成施設在学中に修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を受け、直ちに、医療法第7条の規定による許可に係る病床数(以下「許可病床数」という。)が200床未満の病院における看護師等の業務、規則で定める許可病床数が200床以上の病院における業務その他規則で定める施設における業務又は地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する人材確保支援計画の対象となる町村における保健師の業務に従事し、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間看護師等の業務に従事した場合</p> <p>(2) 修士課程在学中に修学資金の貸与を受けた者が、修士課程を修了した日から1年を経過する日までに病院その他規則で定める施設における看護師の業務に従事し、学校教育法第97条の規定による大学院の博士課程又はこれと同等の課程と認められる外国の教育研究機関の課程への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間看護師の業務に従事した場合</p> <p>(3) 修学資金の貸与を受けた者が、前2号に規定する業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため看護師等の業務を継続することができなくなった場合</p> <p>2 知事は、次に掲げる場合は、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還債務の額の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 養成施設在学中に修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から2年を経過する日までに看護師等の免許を受け、直ちに、前項第1号に規定する業務に従事し、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間以上看護師等の業務に従事した場合</p> <p>(2) 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなった場合</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、知事が特別の事由があると認める場合</p>
⑦	審査基準	<p>●京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例(昭和39年京都府条例第46号)</p> <p>●京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則(昭和39年京都府規則第42号)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課医務・看護担当(075-414-4746)
⑬	備考	